

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）

- 日時：令和2年12月31日（木） 午後3時～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部  
福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所  
※テレビ会議参加者（鳥取市深澤市長、倉吉市石田市長、境港市伊達市長）
- 議題：
  - （1）症例報告について
  - （2）今後の対応について
  - （3）その他

## 【県112例目(鳥取市保健所管内50例目)】

### 1 概要

性別：非公表

年代：20代

居住地：県外

職業：

### 2 現在の症状：

### 3 経過（発症日2日前の行動歴）

### 4 検体採取日14日前までの国外、県外への移動歴：

### 5 現在の陽性者の状況：

### 6 濃厚接触者等の調査状況：

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について  
 (113～117例目・第2報:倉吉保健所管内)

【県113～117例目】

	年代	性別	居住地	職業	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県外 への移動歴	検査件数 (うち陽性) 12/31正午時点
113例目	40代	男性	倉吉市				
114例目	幼児	女児	倉吉市				
115例目	幼児	男児	倉吉市				
116例目	幼児	非公表	倉吉市				
117例目	幼児	非公表	倉吉市				

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について  
(県118例目・第2報:米子保健所管内)

【県118例目】

	年代	性別	居住地	職業	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県外 への移動歴	検査件数 (うち陽性) 12/31正午時点
118例目	非公表	非公表	西部 地区				

●80～95、98～101、106～111例目陽性者関連の検査状況 (12月31日 正午時点)

# 対応方針

## 1. 陽性者対応

感染症指定医療機関もしくは入院協力医療機関に入院

## 2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
  - 最終接触日より2週間の健康観察
  - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前(無症状の方は検体採取日)2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

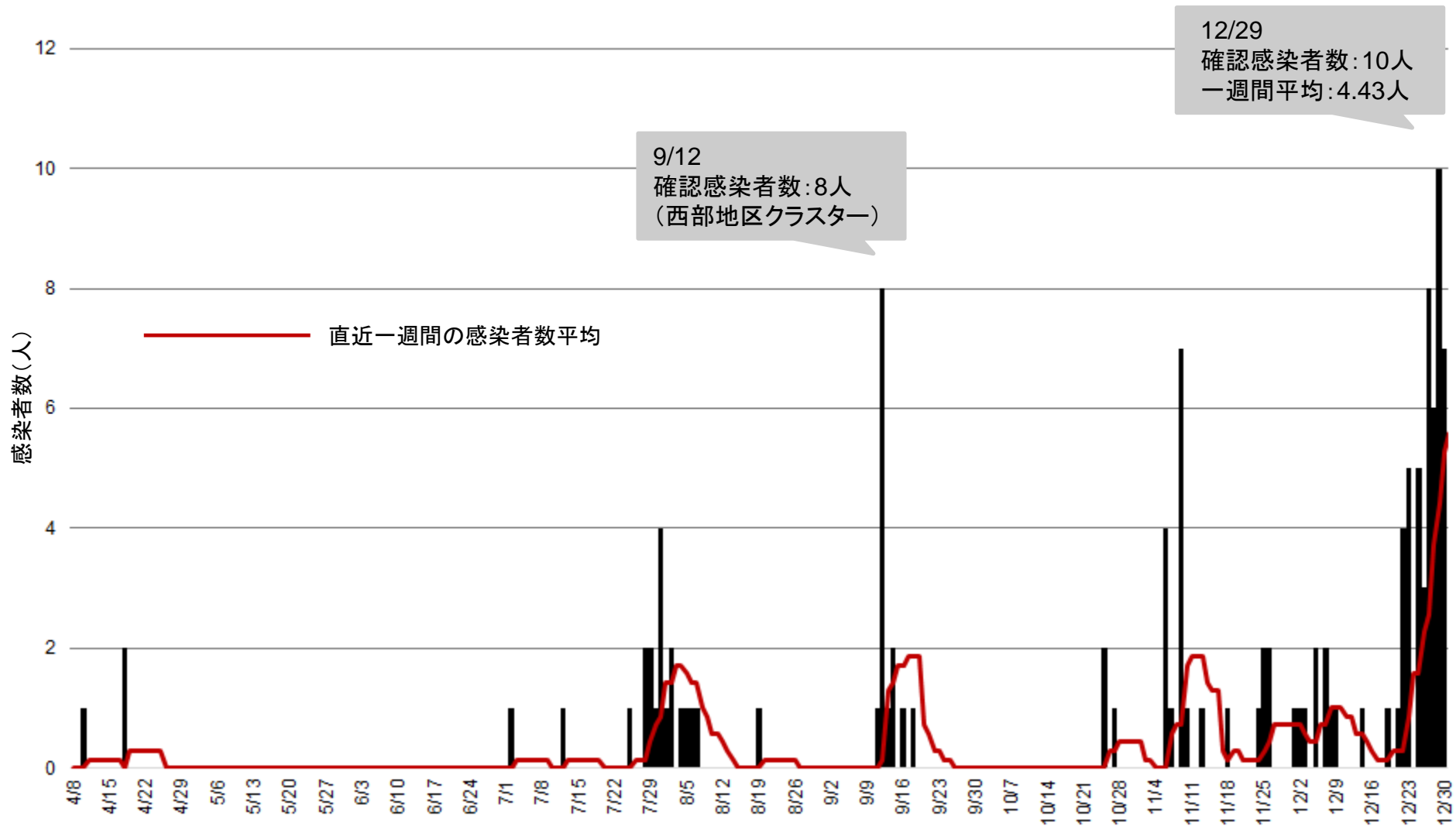
## 3. 陽性者が勤務する保育園への対応

- 鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームにより、感染防止対策や消毒について助言・指導を実施予定
- 他の保育園等についても、感染防止対策等の指導を徹底する。

## 4. その他

- 医療施設、福祉施設従事者等について、PCR検査を積極的に行うよう関係機関に働きかける。また、新型コロナの陽性判定の方法について、医療機関と協議し更なる向上を図る。

# 感染者数の推移 (確認日ごと)



# 医療提供体制

## 1. 入院体制(12月31日 14:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	204床 (※)	50人	16%	24.5%

(※)現時点確保病床を臨時的に52床追加確保中(152床⇒204床)

## 2. 宿泊療養体制

1施設(66室)を開設済み

## 3. コロナ専用病床の前倒し確保

計画上、フェーズ2以降に病床を割り当てている医療機関に前倒しを要請  
⇒現時点確保病床 204床 **+20床規模**

## 4. 宿泊療養施設への転院の検討

宿泊療養の対象者(※)で、入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について宿泊療養施設での療養を検討

(※)原則、次の①から④までのいずれにも該当しない者

- ①高齢者 ②基礎疾患がある者 ③免疫抑制状態である者 ④妊娠している者

# 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

## 1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

6名（倉吉市立関金保育園 職員2人、園児4人）

## 2. 患者対応

職員は感染症指定医療機関に入院中、園児は本日入院予定（12/31正午現在）

## 3. クラスター対策条例に基づく対応状況

### 根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

### 対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めたところ。
- 施設側は、施設を使用停止するとともに、検査対象者への連絡に協力している。
  - 積極的疫学調査により、職員29人、園児77人に対しPCR検査を実施し、6名の陽性を確認。  
※12/30時点で全ての対象者に検査実施済み。
  - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
- 施設は1/11まで閉園する予定であるが、保育園は特定施設であり、県民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な施設にあたることから、施設側は、どうしても園児の預かりが必要な家庭を対象とした限定的な受入れが1/4から行えるよう、1/2に専門家チームの派遣を受け入れ、感染拡大防止のための措置をとることとしている。なお、1/4からの受入れを担当する職員は、市の他施設の職員で対応するなど、感染拡大防止に万全を尽くすよう求める。



# 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

## 根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

## 対応状況

- 施設の管理者（倉吉市）は、自ら施設名を公表するとともに、全ての利用者（職員、園児）に速やかに連絡し、12/30に対象者全員の検査を実施済み。

## 根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

## 対応状況

- 施設は使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

# 鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
鳥取市	警報	12/30～
中部地区	注意報	12/29～
倉吉市	警報	12/31～
西部地区	注意報	12/25～
境港市	警報	12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

## <県民の皆様へのお願い>

- ◆ 鳥取市、境港市に加えて、倉吉市内の保育園でのクラスター発生により中部地区の確保病床使用率が15%を超えたことから、**倉吉市に新型コロナウイルス警報の「警報」を発令**します。
- ◆ 倉吉市、鳥取市及び境港市の皆様におかれましては、感染警戒レベルを引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、**感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願い**します。
- ◆ その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みを今一度徹底し、落ち着いた新年を迎えましょう。
- ◆ また、**接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願い**します。

【東部】☎0857-22-5625 【中部】☎0858-23-3135 【西部】☎0859-31-0029

# 分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 12月31日 14:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	24.5% (50/204床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	16% (50/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		9人 (実数50人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/24~30		2% (39/1,916人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は12/24~30で集計		7人 (実数39人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (39人/11人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		5% (2/39人)	50%以上	

現時点で指標目安を越えているのは⑤だけであるが、確保病床占有率がステージⅢの指標目安に近づいていることから、医療提供体制維持のため、機動的に対策を講じていく。

# 倉吉市の対応

## ○関金保育園を14日間、臨時休業し代替保育を実施

**1月11日まで臨時休業の方向で調整中**(12月29日～1月3日冬期休業)

- 医療従事者などの仕事を休むことが困難な者の児童については、同園内で子育て支援センター保育士で一時預かり保育を実施予定

## ○施設内の消毒作業

- 保健所からの指導を受けて年内に完了

## ○保護者への対応

- 29日に全保護者へ施設内発生及び児童のPCR検査方法の連絡を実施
- 今後、1月4日以降の一時預かり保育体制について周知予定

# 市町村・保育施設における感染対策の徹底

- ・県内市町村及び全保育施設へ感染対策の徹底を再周知
- ・倉吉市と感染に繋がった保育活動のリスク点検を行い、ガイドラインの見直しを予定

## ○職員健康管理について

- 発熱等の症状が見られる職員がいる場合は、
  - ・体調が整うまでは、出勤させないこと
  - ・速やかに医療機関を受診させ、医師の判断を仰ぐこと
  - ・体調不良者と接触のあった者の健康状態にも留意し、体調変化等に適切に対応すること
- 職員の健康管理を徹底した上で施設を開所すること

## ○施設内の感染防止の徹底について

- 職員、児童ともこまめな手洗いやマスク着用を徹底すること
- 給食時間や休憩時間においても、会話の際には原則マスクを着用すること
- 時間を決めて保育室等の換気、園児や職員等の触れる場所、共有する物の消毒など、ガイドライン等を踏まえた感染防止を徹底

## 今とてもウツリやすくなっています!

～新型コロナが全国で猛威をふるっています～

## 注意レベルを格段に上げよう!

### ○三密はつぐらない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

### ○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

### ○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、  
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

### ○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール  
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も

### 新型コロナ克服3カ条

#### (1) 人と人 間が愛だ



#### (2) 三つもの 密だとミスだ (3) 幸せは 予防で呼ぼう



# 年始に向けたお願い

## 【特に注意いただきたいポイント】

◆ 札幌市、東京都、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市をはじめ、「感染流行警戒地域(IV)」や「感染流行嚴重警戒地域(V)」から帰省や旅行をお考えの方は、その計画の必要性について、今一度、ご家族と相談いただき、慎重にご判断ください。

### 【感染流行嚴重警戒地域(V)】

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県

### 【感染流行警戒地域(IV)】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、滋賀県、岡山県、高知県、長崎県 <R2.12.30現在>

◆ 鳥取県から、これらの地域への帰省や旅行についても、ご家族と相談いただき、慎重にご判断ください。

◆ 仕事や就職活動、受験、葬儀、看病・介護など必要があつて帰省や旅行される場合でも、年末年始の休暇を分散して取得するなど混雑する時期を避けていただくようお願いします。

◆ 県外から帰省される場合には、出発前の1週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えるなど、基本的な感染症対策を徹底し、体調管理に努めてください。体調に不安があるときは、帰省や旅行は控えていただくようお願いいたします。帰省中、自宅での感染予防対策の徹底が難しければ、ホテルや旅館を利用することも有効です。

- ◆帰省や旅行先では、体調管理に努めるとともに、
  - ・初詣など、三密になりやすい大人数の集まりについては、混雑する日時を避ける
  - ・同窓会をはじめ普段顔を合わせない人との会食は、今回は中止や延期を検討するなど、行動に十分注意し、感染防止対策を徹底した上で、慎重にお過ごしください。
- ◆県外の帰省先や旅行先から鳥取県に帰られた際には感染している可能性も意識して、ご家族の間であってもマスク着用の励行、食事の際の会話を控えるなど特に慎重な行動をお願いします。
- ◆歌を歌ったり、大声を出したり、換気が不十分な場所での飲食による感染が拡大しています。飲食は感染予防対策を実施している認証事業所や協賛店を利用し、大騒ぎをすることを避け、マスク会食に努めましょう。
- ◆会食は、普段から一緒にいる人との少人数で短時間で、できるだけマスクを着用するなど感染予防をしっかりと取っていただきますようお願いします。
- ◆感染者の重症化率、死亡率はインフルエンザに比べ、はるかに高いこともわかってきています。注意レベルを格段に上げていただきますようお願いします。
- ◆普段から一緒にいない人との会食などの後は、5日間程度、発熱がないかなど体調チェックをお願いします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、正月も開設していますので、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

24時間対応しています。

[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029



# 「気をつけよう、今コロナがうつりやすくなっている」 ～飲食店経営者の皆さまへ～

## ○感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください

- ・マスク着用、アルコール消毒液の設置、席ごとのアクリル板等の効果的な設置等
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録

## ○お客様には感染拡大予防対策のチラシを掲示して対策を呼びかけてください

- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムや接触確認アプリ(COCOA)を利用

### <参考>

県HP(事業所等における感染予防対策例)で、動画、お客様向けチラシ、県版業種別ガイドライン等を紹介 >



#### 動画で見る感染対策事例

鳥取県内の認証事業所において実施されている感染予防対策について、動画で紹介します。

[【飲食店におけるコロナ対策】動画で見る新型コロナウイルス感染予防対策\(飲食店ver.\)](#)



生活衛生営業における事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(ガイドライン)

各業界団体が作成した業種別ガイドラインの内容を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら営業を継続するため、生活衛生関係の事業者が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情に合わせて実践してください。

#### 業種別ガイドライン

業種	予防対策例名	更新日
飲食店	<a href="#">飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(PDF 664KB)</a>	令和2年12月7日※1、4
宿泊施設	<a href="#">宿泊施設における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(PDF 1088KB)</a>	令和2年11月25日※2
接待を伴う飲食店	<a href="#">接待を伴う飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(PDF 657KB)</a>	令和2年12月7日※1、4

# みなさんへのお願い～ペットの一時預かりについて～

- ペットの一時預かりの余裕がなくなってきています。
- 万が一、飼い主が新型コロナウイルスに感染した場合に備えて、ペットの預け先を探しておくようお願いいたします。

## ペットの一時預かり体制

### 1 預かりの対象

新型コロナウイルス感染者の方が飼養する犬・猫

### 2 預かり場所

協定先の動物病院、県犬管理所

### 3 預かり期間

2週間を基本に、飼い主の療養状況に応じて期間を短縮もしくは延長します。

この子の世話は  
どうしよう…



# 人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支援しましょう。

# 県庁の対応

## ○大雪下での新型コロナ対策の支援

- 疫学調査や検体搬送に支障が生じないように重点的に除雪
- 防災拠点病院・総合病院へのアクセス道等についても重点的に除雪
- 県庁からの応援職員の待機・宿泊場所を確保
- 疫学調査や検体搬送等に影響がでないよう人員を確保

## ○西部総合事務所にクラスター対策監チームを派遣し対応中

感染拡大防止措置に万全を期すためクラスター対策監チームを派遣  
12/27～) し、クラスター事案に迅速に対応

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

## ○中部総合事務所に健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室長を派遣し対応中

## ○今後、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣

## ○保健所支援に向け、年末年始も総勢40名の応援態勢を継続

県庁から保健所に職員(クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援等)を派遣  
検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢についても継続